

市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託審査基準

|       |                   |  | 評価基準                                                                                                   | 配点<br>(180点) |  |
|-------|-------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--|
| 事務局審査 | 価格評価              |  | ①価格評価点は有効な提案（提案価格が予定価格を超過する提案及び提案金額が数値的判断基準値を下回る提案を除く。）のうちの次の算定式により算出する。<br><br>評価点（90点）×（最低提案価格／提案価格） | 90           |  |
|       | 業務実績調査<br>等<br>内容 |  | ②過去3年間の火葬・残骨灰処理業務受託実績数                                                                                 | 30           |  |
|       |                   |  | ③過去の有価物収益化受託実績数<br>（②の案件との重複可）                                                                         | 15           |  |
|       |                   |  | ④業務実施にかかる責任者、副責任者、業務従事者の人員体制                                                                           | 30           |  |
|       |                   |  | ⑤責任者、副責任者、業務従事者の危険物取扱者及び関連保有資格                                                                         | 15           |  |

《企画提案書評価基準》

|      |        | 仕様書の<br>項番等                | 評価内容                                                                                         | 配点<br>(420点) | 委員配点<br>(140点) |
|------|--------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 委員審査 | 企画提案内容 | 4 業務範囲<br>7 業務体制<br>10 その他 | ⑥火葬業務の趣旨、理念、ならびに本市火葬場の現状や課題について正しく理解しているか。                                                   | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑦業務全体を管理、指揮監督する体制・工夫は取られているか。不測の事態の際も、指揮者・従事者を確保・派遣できる方策が取られているか。                            | 15           | 5              |
|      |        |                            | ⑧業務従事者の労働環境への配慮がなされているか                                                                      | 15           | 5              |
|      |        |                            | ⑨火葬業務及び関連業務を行うにあたって、ミスを未然防止できる体制になっているか。                                                     | 15           | 5              |
|      |        |                            | ⑩火葬業務・火葬炉取扱いに関する知識・技術を有しているか。その教育や研修体制等を実施する方策が提案されているか。火葬機器類にトラブルが生じた際、対応できる体制になっているか。      | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑪火葬炉をはじめ斎場設備の適切な運営や、日常メンテナンスの実施など、長寿命化に資する取組が提案されているか。                                       | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑫市職員、斎場スタッフ、外部葬儀業者との連携・協力・情報共有方法について、具体的な方策が盛り込まれているか。                                       | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑬火葬・収骨のタイムスケジュール案は、十分に工夫・検討されたうえで、実行可能なものになっているか。今後見込まれている火葬件数の増加に対応するための、具体的な方策や提案はなされているか。 | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑭炉の修繕・更新等により継続的に一部火葬炉が使用不可となった場合に対応するための具体的な方策や提案はなされているか。                                   | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑮残骨灰の中間処理（選別）工程の場所・方法・有価物の適切な管理について明確に記載されているか。最終処分地での埋蔵・供養の方法について明確に記載されているか。               | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑯残骨灰の処理について、他自治体における有価物収益化の事例を検討して、ノウハウを有しているか。                                              | 15           | 5              |
|      |        |                            | ⑰各業務を行うにあたり、斎場の周辺環境や近隣住民への配慮がなされているか。                                                        | 30           | 10             |
|      |        | 6 個人情報の保護                  | ⑱個人情報保護の措置が提案されているか。業務従事者への教育は適切に行われるか                                                       | 15           | 5              |
|      |        | 9 労務及び安全管理                 | ⑲大規模災害やパンデミック発生時等の対応について、考え方や応援体制が整理されているか。                                                  | 30           | 10             |
|      |        |                            | ⑳事故等の緊急時において、社内及び市との連絡体制並びに対応について提案できているか                                                    | 30           | 10             |
|      |        | 10 その他                     | ㉑故人の尊厳を保つとともに、会葬者への接遇に関しての意識や考え方が確立されているか。                                                   | 15           | 5              |
|      | ゼンレ    | プレゼン内容                     | ㉒説明が的確で、提案内容を実現できる説得力があるか。                                                                   | 30           | 10             |

## 【採点方法】

第1次審査は事務局にて審査・採点を行い、2次審査は事務局審査と委員審査の合算とする。

### 【最低基準】

合計点の6割を最低基準とする。

### 【事務局審査】

#### ①価格評価

全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を90点とする。

2位以下について、下記算定式によるものとする。

90点×（提案者のうちの最低金額/提案額）

※提案価格が予定価格を超える者は、失格とする。

※小数点以下は切り捨てとする。

#### ②過去の火葬・残骨灰処理業務受託実績数

業務実績調書により、1案件ごとに同種と判断できれば2点、類似と判断できれば1点とする。

「同種」の業務とは、「火葬場運営」及び「残骨灰処理（再委託可）」を一体的に行う業務

「類似」の業務とは、火葬場運営又は残骨灰処理いずれか一方のみに係る業務

令和5年4月当初～令和8年3月末の期間において、契約期間が12月を超える場合は、12月ごとに1つの案件として評価する。なお、上記期間において12月に満たない端数の期間が生じた場合、当該期間は評価しない。

上限30件とする。

#### ③受託年度は問わないが、自治体からの残骨灰処理に係る有価物収益化の受注件数

1件あたり1点とする。

令和8年3月末の時点において1年以上業務履行しているものは実績と認める。

上限15件とする。

#### ④人員体制

1名につき1点とする。

類似業務経験3年以上6年未満で1点、6年以上で2点加点する。

正規職員※1・・・1点加点する。

本市専属職員※2・・・1点加点する。

※1・・・期間の定めなく、勤務先就業規則に基づき正規に採用した者

※2・・・本市に200日以上就労予定の者

上限12人とする。

#### ⑤責任者・副責任者・業務従事者の資格

危険物取扱者に関連する資格※保有につき1点とする。

※公害防止管理者、消防設備士、ボイラー技士、毒物劇物取扱責任者

エネルギー管理士、電気工事士、電気主任技術者 等関連国家資格が対象

（上記に、葬祭ディレクター技能審査2級以上も含めることができる）

1人あたり上限5件とする。